

インプット案に対する NGO の意見

修正箇所	修正提案の内容	提案の理由
<p>p.7 項目(f)</p>	<p>[国連生物多様性の 10 年の推進、生物多様性の主流化の達成と生態系サービスの保持</p> <p>[(f) 生物多様性の課題と価値の主流化、とそれに基づく、適切な政策の効果的な実施、及び意思決定の予防的アプローチ。]</p> <p>とあるが、これを</p> <p>予防的アプローチを行うため、「国連生物多様性の 10 年」が、自然資本に支えられた持続可能な地域づくりに向けたロードマップであるという共有認識をリオ+20 で行い、2013 年のポスト京都、2014 年の ESD 最終年、2015 年の MDGs の最終年に向けた活動と連携して、世界各地のグッドプラクティスを掘り起こし共有する事でシナジー効果の最大化をはかり、2020 年の「愛知目標」達成のための大きな力にする必要がある。</p> <p>とする。</p>	<p>これまでの多くの地球に対する大人達の約束が、すべては自然資本に支えられた心豊かな地球での暮らしという同じゴールを目指している事を、リオ+20でなければ整理できるはずもなく、多くのエネルギーを統合して本気で地球との最後の約束である「愛知目標」の達成に向ける必要があるため。</p>
<p>p.19 項目 k)</p>	<p>k]教育の果たすべき役割の再認識：</p> <p>「持続可能な開発に向けた教育」に関する様々な計画や実践（たとえば、ESD、EFA（Education for All）、MDGs（Millennium Development Goals）、</p> <p>この後に</p> <p>CEPA (Communication, Education, and Public Awareness)、</p> <p>を挿入し、次の文章につなげる</p> <p>成人教育・生涯学習など）を横断する組織的・制度的・資金的な枠組みを再構築し、それぞれの相乗効果を高めていく必要がある。]</p>	<p>CEPA は、生物多様性条約第13条に締約国の義務と定められ、かつ COP10 では日本の NGO や先住民族グループの働きかけなどもあり、「国連生物多様性の10年」の活動の基礎に位置づけられ、ESD などとのシナジー効果を生み出すとされているため。</p>

<p>P.25 項目 1)</p>	<p>教育、意識啓発及び訓練の推進に関する提案：</p> <p>国連「ESD10年」を強力に推進するとともに、～ 学校教育、社会教育等のあらゆる教育・訓練を通じて進める必要がある。</p> <p>これを、</p> <p>通じて進める必要がある。</p> <p>から</p> <p>通じて進め、</p> <p>とし、この後に、</p> <p>国連生物多様性の10年の活動の基礎に定められている CEPA (Communication, Education, and Public Awareness)をはじめ、UNFCCC 第6条、UNCCD 第19条のリオ3条約の全てに締約国の義務として記載されている、普及啓発、教育、能力育成、訓練とのシナジー効果もあげながら推進していく必要がある。</p> <p>を加える。</p>	<p>教育、意識啓発等の国連での約束事は ESD だけではなく、ラムサール条約での CEPA や、リオ3条約に記載された締約国の義務として記載されているものもある。それにも関わらず、これまでバラバラであった同義である活動を、まさにリオを機に相乗効果をあげられるようにする必要がある。地球上の誰もが問題意識をもつためには教育とコミュニケーションを本気で取り組まなければ何も変わらない。</p>

※必要に応じて行を追加してください。

文責

国連生物多様性の10年市民ネットワーク CEPA テーマグループ代表

一般社団法人 CEPA ジャパン代表

川廷昌弘